免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

		老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
		受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合	受給資格期間への算入	
全額免除		○	○ 1/2 (1/3)	○	
一部免除	3/4免除	○	○ 5/8 (1/2)	○	
	半額免除	○	○ 6/8 (2/3)	○	
	1/4免除	○	○ 7/8 (5/6)	○	
若年者納付猶予 学生納付特例		○	×	○	
未納		×	×	×	

一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合のかっこ内は、平成21年３月以前の免除期間の割合です。

保険料が追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して３年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

平成28年度に追納する場合

免除の承認を受けた年度の保険料を、平成28年度に追納する場合の月額は次表のとおりです。平成25年度以前は保険料に加算額が上乗せされます。納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の追納額は、全額免除と同じです。

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成18年度	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

高齢任意加入制度

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 通帳、金融機関届け出印

※共済年金の加入期間がある人は、加入期間を証明するものが必要になる場合があります。

申請先

津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第１号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。ただし、保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納められません。

例　付加保険料を10年間納めると、年額24,000円が受給額に上乗せされます

200円（受給額）× 12カ月×10年（払い込み月数）＝ 24,000円（年額）

納付は便利でお得な口座振替で

保険料を当月末振替にすると月々50円の割引「早割」があります。その年度の保険料を２年分・１年分・６カ月分まとめて口座振替にすると、さらに割引額が大きくなりお得です。手続きは、津年金事務所または金融機関へ、年金手帳、通帳、金融機関届け出印を持参してください。

※保険料を追納する場合は、口座振替は利用できません。

クレジットカード納付ができます

クレジットカード納付は、クレジットカードを提示して直接納付するのではなく、被保険者自身が事前に申し込むと、それ以降、継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。手続きは、津年金事務所へ年金手帳、クレジットカード、印鑑を持参してください。

※クレジットカード納付では口座振替の「早割」は適用されません。また、６カ月前納、１年前納の割引額が、現金納付の割引額になります。